

農業委員会総会議事録

(令和6年12月9日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年12月9日(月)午後3時30分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

農業委員23名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 欠 員
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

欠席委員(上記23名中1名が欠席)

13番 林田 智博

午後3時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日、議席番号13番の林田委員におかれましては、事前に欠席の届出がっております。したがって、本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数23名中22名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

12月になりまして、やっと冬らしい気候になってまいりました。委員の皆様は、師走を迎え大変お忙しいとは思いますが、お体には十

分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、19番の上村悦美委員と20番の福嶋德行委員を、書記に事務局の品川衣里参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、非農地証明願まで8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請27件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、後継者夫婦への贈与に伴う所有権移転の申請です。譲受人は譲渡人と共に米、麦、大豆、スイカ、バラを作付される認定農家で、申請地にはスイカを作付されるとのことです。

2番と3番は関連で、孫への特定遺贈に伴う所有権全部及び持分の移転の申請です。譲受人は今後は申請地近くの祖父宅へ居住し、農業後継者として農家である申請人の両親と共に申請地には水稻、大豆を作付される計画です。

4番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付される農家で、許可後は申請地にはニンニクを作付される計画です。

以上4件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

5番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、親族へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培される農家で、申請地にはカボチャ、大根、カブを作付される計画です。

6番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、トマト、ホウレンソウ、ブロッコリーを作付される計画です。

7番から10番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻、ブロッコリーを作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま5番から10番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

1 1 番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

1 1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 1 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま1 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、1 2 番。

2 4 番 上田隆幸委員

2 4 番委員、上田です。

1 2 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 2 番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は自身の住宅建築に合わせて隣接する申請地を取得し、自家消費用の露地野菜を作付する予定です。譲受人には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等についての聞き取り調査を行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま1 2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、13番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

13番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は新規就農のための賃借権設定の申請です。借受人は自営で肥料販売をされており、現在、知人から農地を借りてトマトを栽培されています。許可後は、トウモロコシを作付される計画です。借受人に先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後はキャベツ、キュウリを作付される計画です。

15番は、判決による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、申請地にはナス、キュウリを栽培される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は柿を栽培されており、許可後は柿を栽培される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後はキャベツ、白菜を栽培される計画です。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は大豆、露地野菜、栗を作付されており、許可後は大豆、栗を栽培される計画です。

以上6件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま13番から18番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、19番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

19番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、経営拡張のため、所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、スイカを作付する専業農家で、許可後はスイカを作付する計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20番。

20番 福嶋德行委員

20番委員、福嶋です。

20番から27番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、第三者への贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人はスイカ、メロンを栽培する専業農家で、許可後は栗を作付する計画です。

21番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は柿を栽培する兼業農家で、許可後は柿を作付する計画です。

22番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、牧草の栽培、肉用牛肥育を営む専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

23番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜の栽培と養豚業を営む専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

24番は、第三者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人

はミカン、露地野菜を栽培する専業農家で、許可後は露地野菜を作付する計画です。

25番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は多肉植物を栽培する専業農家で、許可後は多肉植物を作付する計画です。

26番は、経営拡張のため賃借権を設定する申請です。借受人は水稻を作付する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

27番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は団体職員ですが、近くに住む兄が農業を営んでおり、普段から兄の農業を手伝うなど経験は豊富との事です。許可後はサツマイモ、ジャガイモほか露地野菜を作付する計画です。

以上8件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま20番から27番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請7件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、平成8年10月に自宅を建て替えた際、建築確認上は敷地の一部として申請を行っているものの、農地転用手続きが行われておらず、現在まで敷地の一部として利用していた状況です。今回の申請に当たり、許可を得ずにこれまで使用されていたことを深く反省し、お詫びする旨の始末書が提出されております。

土地利用計画は、既存住宅436㎡に転用面積19㎡を自宅の敷地として転用される目的で、転用面積としては適正なものと判断されず。給排水計画、隣地農地への被害防除については問題ありません。

2番は、敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「既存施設の2分の1を超えないもの」に該当するものと判断しました。申請地は昭和49年9月に自宅を建て替えた際、建築確認上は敷地の一部として申請が行われております。現在は空き家として管理されておりますが、今回、申請地が農地転用手続が行われていないことが発覚し、現在まで敷地の一部として利用していた状況です。申請人から許可を得ずにこれまで使用されていたことに対し、深く反省しお詫びする旨の始末書が提出されております。

土地利用計画は、既存住宅96.68㎡に転用面積28㎡を自宅の敷地として転用される目的で、転用面積としては適正なものと判断されます。給排水計画、隣地農地への被害防除については問題ありません。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番から2番について地元委員からご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。
議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、3番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選

定されております。

土地利用計画は、転用面積1,486㎡に10tトラック3台、4tトラック5台、従業員駐車場10台の駐車場及び回転地にするための計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、左官業及び土木工事業を営む個人が資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を砂利や鋼材、型枠置場として整備し、利用する計画で、適当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は既に一部を通路として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

5番から7番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番はキャンプ場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆4, 538㎡に自動車で直接キャンプ場へ乗り入れできる区画を16区画整備するとともに、地域のレクリエーションの場としても提供される計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。なお、当該申請地につきましては、市街化区域に隣接する場所にあることから、普段から気軽に利用できるデイキャンプやアウトドア体験用地となります。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われれます。工事は令和7年4月30日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

6番は、5条申請の19番との関連で、農家住宅へ転用する申請です。なお、本申請は国の収用事業、大津熊本道路のジャンクション建設に伴う移転になります。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地4筆1, 189.08㎡に住宅への通路と木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものとして

判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われます。工事は令和7年8月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

7番は、貸資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地6筆1，128㎡に塗装用の資材及び足場用資材の置場として利用する計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和6年12月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま5番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、5番については総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請22件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報

告いたします。

1番は、個人が使用貸借権を設定して、個人住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地の検討もされておりますが、申請地の近隣に祖父母が居住しており、申請人夫婦が世話を考えているとのことで、申請地を選定したとのことです。

土地利用計画は、2階建て個人住宅1棟と駐車場2台分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年1月7日から令和7年10月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答済みとのことです。資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は生コンクリート製造販売業を営む法人が、所有権を取得して会社の敷地を拡張するための許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に足場、鉄パイプなどを置く資材置場として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年1月31日から令和7年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。事業計画において、開発許可を伴う建築物を建てられる計画はないことから、開発許可は不要であることを事業者を確認しているところです。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地との境には勾配をつけ、養生シートを張る計画で、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番と4番は関連で、建設業等を営む法人が賃借権を設定して、現場事務所に一時転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの公的施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、熊本市都市計画事業鶯川第2排水区雨水管渠築造工事に伴う仮設2階建て工事現場事務所58.66㎡、仮設トイレ、駐車場として使用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断さ

れます。開発許可は、仮設建築物の新築のため許可は不要であることを事業者を確認しております。工事期間は令和6年12月12日までで、一時転用期間は工事請負契約期間が令和9年1月29日までであることから、許可日から3年間とし、許可後は速やかに着手され、工事完了後は原状回復を一時転用期間内に行われることを確認いたしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

5番と6番は関連で、不動産業等を営む法人が所有権を取得して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、申請地のほか代替地の検討もされておりますが、申請地付近は主要道路に近く、上下水道の公共施設の整備など宅地化が進み、住宅建築の需要が見込まれることから選定されております。

土地利用計画は、戸建て住宅3区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可事前審査回答済であることを事業者を確認いたしております。工事期間は令和7年2月10日から令和9年6月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用などの転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

7番は、5番と6番の転用に伴い、隣接地に居住する個人が所有権を取得して、自宅敷地への進入通路の拡幅を行うための許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、敷地南側の土地開発に伴い、自宅への通路を確保する目的で、転用面積としては妥当なものと判断しております。開発許可は不要ですが、工事期間は令和7年2月10日から令和7年6月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用などの転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、

立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、水産物の加工販売を営む法人が所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積89㎡に普通自動車5台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和7年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

9 番 東哲治委員

9 番委員、東です。

9 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9 番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積 2 6 7 m²に木造平屋建て 1 棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和 7 年 7 月 3 0 日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認致しております。なお、申請地は都市計画区域外で、開発許可は不要です。

以上 1 件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま 9 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、1 0 番。

1 1 番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

1 0 番から 1 5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 0 番から 1 3 番は関連で、一般廃棄物、産業廃棄物処理業を営む法人が賃貸借権設定及び所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は 1 0 h a 未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地

がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積6,550㎡のうち賃貸借権設定地が2,741㎡及び所有権移転地が3,809㎡にパッカー車などの車両101台、洗車場、仮設トイレ、通路及び回転地などの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和8年12月31日までの予定です。許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

14番から15番は関連で、不動産業及び土木建築業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積2,225.3㎡、転用面積787.3㎡に建売住宅、木造2階建て8棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年1月13日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上6件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま10番から15番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、10番から13番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、16番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は個人住宅へ転用するための所有権移転の申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管の2種類が埋設される道路の沿道の区域です。申請地への上下水道の接続も可能です。おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設と医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和7年12月17日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

ただ、現地調査の際に境界が不明瞭であったことと、下水道接続のための公共樹が既に設置されていたため、その顛末を説明するよう代理人へ指導しました。後日、代理人から現地で説明を受け、不明瞭であった境界について確認することができました。また、公共樹の事前着工について代理人と施工業者との間で連絡不備があり、転用許可前の工事施工となったことを確認しました。代理人より、転用許可前の施行について深く反省し、今後このようなことがないようにする旨の説明を受け、申請人及び代理人より始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会での現地調査確認及び後日の説明をもって、立地基準の面、一般基準の面、共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

17番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

17番は建築土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討をされましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建設機械、砂利置場として整備をし、利用する計画とのことでしたが、地元には駐車場利用や建物構築と説明するなど、申請内容と説明内容に齟齬があったため、計画について補正を求めることといたしました。よって、本申請は継続審議といたしました。

続きまして、18番は所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て1棟の計画で、妥当な面積だと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しが添付されております。工事期間は令和7年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上、17番を除く1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面共に転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま17番と18番について地元委員よりご報告がございましたが、17番は継続審議とのことですが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、17番は継続審議とし、18番については申請どおり許可することに決定いたします。
次は、19番。

3 番 西村清敏委員

3 番委員、西村です。

19 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。19 番は 4 条申請の 6 番との関連で、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったことと、また、申請地の隣接地で父親が農家住宅を建築することに伴い、利便性などを考慮され選定されたものです。

土地利用計画は、申請地 4 筆 604.08 m² に木造平屋建て住宅 1 棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われまます。工事は令和 7 年 8 月 31 日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま 19 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20 番。

20 番 福嶋徳行委員

20 番委員、福嶋です。

20 番から 22 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20 番は、熊本市植木火葬場の改修工事を受注した建設工事共同企業が貸借権を設定し、工事関係者駐車場及び資材置場等へ一時転用をする申請です。農地区分は農振農用地区域内にある農地です。農振

農用地区域内にある農地は原則転用できませんが、申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供されること、並びに農業政策課から農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる旨の回答を受けており、不許可の例外に該当するものと判断します。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、前段で火葬場改修の取付道路建設工事を行った工事業者が一時転用使用した今回の申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2, 469㎡に普通車14台、重機大小3台、作業用ダンプ、トラック各1台のほか、山砂、碎石等の土木資材を置く計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか排水同意書を添付されており、転用の確実性も認められます。また、一時転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。一時転用は許可日から令和7年9月30日を予定されていますが、申請地では既に駐車場として利用されており、申請手続を失念してしまい、今後はこのようなことがないように十分留意する旨の始末書が提出されております。

21番は不動産の売買や土木工事、建設工事を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地235㎡に山砂、材木、鉄骨、ブロック製品及び重機を置く計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか排水同意書等を添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地の日照、通風等営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は令和6年12月21日から令和7年1月31日までを予定されており、許可後はすみやかに着手されることを確認しております。

22番は、地元の神社宮司が所有権を移転し、神社利用者の駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画では、申請地1, 906㎡に普通車15台程度と車両

の転回スペースを配置する計画ですが相当の面積が法面に取られるため、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか排水同意書を添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和7年2月28日までを予定されており、許可後すみやかに着手することを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきましての現地調査を行い、検討した結果、立地条件基準及び一般基準を満たしており、申請地は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま20番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号、第5号及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第4号、第5号及び第6号議案は関連ですので、併せて説明します。まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてです。一覧は議案書16ページをご確認ください。

初めに、所有権移転です。明細は議案書17ページの1番から19ページの11番までの合計11件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は11件合わせて田2万2,189㎡、畑8,441㎡の合計3万630㎡です。なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書19ページの12番から20ページの15番までの4件で、契約期間別では10年以上のみ、面積は田のみで合計2万1,909㎡となっており、権利の種類は賃借権、利用内容は水稲となっています。なお、この第4号議案についてはさきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

続きまして、第5号及び第6号議案について説明します。

まず、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画案です。一覧は議案書 2 2 ページの表を御覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との所有権移転及び利用権設定の 6 8 件となっております。明細は議案書 2 3 ページの 1 番から 3 5 ページの 6 8 番まで、6 8 件となっております。内訳については、所有権移転が熊本県農業公社の買入れが 2 件、面積は田のみで合計 4, 3 0 0 m²。また、利用権設定については 6 6 件で、契約期間別では 6 年未満が 2 9 件、1 0 年以上が 3 7 件、面積は 6 6 件合わせて田 1 7 万 4, 2 1 4 m²、畑 1 1 万 2, 4 2 7 m²の合計 2 8 万 6, 6 4 1 m²となっております。なお、利用権設定の権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されております。このうち全てが一括方式となっております。

最後に、第 6 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。明細は議案書 3 6 ページの 1 番から 4 3 ページの 2 2 番までの 2 2 件となっております。

なお、議案第 5 号及び議案第 6 号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

議長 　　ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第 4 号議案につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしております。

また、第 5 号及び第 6 号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第 7 号議案、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願 1 件でございます。地元委員よりご報告に当たりましては、対象のうちの耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、特定貸付による相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人が納税猶予を受ける対象農地2筆を中間管理機構へ適正に貸付けられていれば、納税猶予の継続が可能となっております。対象地は中間管理機構である熊本県農業公社に引き続き貸し付けられ、その農地について、現在も営農が継続されていることを地元委員が確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第8号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番お願いします。

20番 福嶋德行委員

20番委員、福嶋です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

申請地は、母屋が大正時代に建設され、それ以降集落住民の宅地として利用されてきたと申出がありました。現在は宅地入口の古い石造りの門柱及び敷地内の納屋が残され、ほかは駐車場等として利用されています。昭和23年当時の国土地理院米軍航空写真により宅地らしき陰影を確認しました。地元住民からの証明が添付されております。地区委員会では現地を確認し、以上のことから、昭和27年10月2

0日農地法施行日前日以前から引続き非農地であった土地と判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会での協議、検討した結果、証明書の交付について何ら問題はないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から10番までの合計137件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議 長 　　次に、次第6のその他です。
まず、画図区域の農地利用最適化推進委員の候補者について事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、熊本市農地利用最適化推進委員、画図区域の候補者についてご説明いたします。お手元に資料が配付されているかと思しますので、そちらのほうご準備をお願いいたします。

本日14時より農地利用最適化推進委員選考委員会が開催されまして、申込者の評価及び候補者の選考結果が農業委員会に報告されました。内容としましては、資料を1枚めくっていただきまして、資格審査、それから評価、選考に関する意見のとおりでございます。

次に評価結果表を御覧ください。申込者を推進委員の候補者として選考することが適当であるというものでございます。

この後の流れといたしまして、農地利用最適化推進委員の最終的な決定及び委嘱につきましては、来年1月の農業委員会総会で推進委員の選任議案を議決いただいた後、農業委員会として新しい推進委員を委嘱することとなります。

以上、最適化推進委員画図区域の候補者についての説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一　同　　なし。

議長 　　ありがとうございます。
ないようですので、次に地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　地域計画に関する進捗状況報告です。

　　11月13日、城山地区、11月14日、供合、広畑地区、11月22日、日吉、田迎、御幸、元三木部地区、11月29日、川上、西里地区、12月2日、植木地域の8地区の地元協議が開催されております。

　　今後の地元協議については、12月12日小山、戸島地区、12月19日、守富、杉合地区、併せて次回総会以降の開催となりますが、1月27日、江津地区の地元協議がそれぞれ開催される予定です。また、これ以外の協議が終了していない地区における2回目以降の地元協議開催については、目標地図作成のための担い手等の整理を農業振興課、あるいは農業振興室で行っているため、その調整が整い次第、地元協議も順次開催されることになっております。対象地区の委員の皆様にはご了承の上、協議開催の際はご協力いただきますようお願いいたします。

　　なお、今年度末までの地域計画策定については、予定どおり行われることとなっておりますので、併せてよろしくようお願いいたします。

　　以上、報告でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんでしょうか。

一　同　　異議なし。

議長 　　ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時40分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年12月9日

議 長 福原 幸一

署名委員 上村 悦美

署名委員 福嶋 徳行

書 記 品川 衣里